

令和3年4月7日付 厚生労働省資料

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しては、別途、支給を実施する方策を検討中。

1. 対象者

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。
- ③ 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者

2. 給付額

児童1人当たり一律5万円

3. 実施主体

都道府県、市（特別区を含む）
及び福祉事務所設置町村

4. 費用

全額国庫負担（10/10）
※事務費についても全額国庫負担

5. 予算額（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分との合計）

2,175億円（事業費1,895億円、事務費280億円）
※令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

6. スケジュール

- ①の対象者には可能な限り5月までに支給（申請不要）
- ②・③の対象者についても、可能な限り速やかに支給（要申請）